

2020年7月9日

# このたびの2020年7月3日からの大雨による災害により 被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

大分県及び岐阜県内における災害救助法が適用された地域において、被害を受けられた皆さまへ以下の特別措置を行っております。

## 《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

### ①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

### ②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

## 《被害のご連絡窓口》

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0120-492-585

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0475-50-2240（平日の午前10時～午後5時）

以上